

ID: 194

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 こども福祉係

処分の概要	保育料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市へき地保育所条例 第2条の3ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第121号		
【根拠条文】 (保育料の返還) 第2条の3 既納の保育料は、返還しない。ただし、保護者の責めに帰することができない理由により保育所を利用することができないとき、又は市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日